

租税特別措置法第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件
(平成十四年十月三十一日財務省告示第三百九十三号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)の平成十四年十月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

- 1 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、日本遠洋旋網漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた基幹漁業緊急再編推進事業計画に基づき、基幹漁業緊急再編推進事業費補助金の交付を受けて社団法人大日本水産会が行う基幹漁業緊急再編推進事業の事業資金助成金の交付を受けて行う大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業(次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。)を実施することに伴い、平成十四年五月二十八日において、日本遠洋旋網漁業協同組合から交付された不要漁船・漁具処理対策助成金とする。
- 2 法第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。
- 3 法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。